

## 熊本市中心市街地建て替え促進補助金【チェックリスト】

### 〈新築する建物：要綱第5条別表第1〉

必須のチェック項目

位 置	熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の中心市街地の区域であること。	
用 途	新築建物の1階が商業施設、事務所又はホテル等であること。	
敷地規模	敷地面積が200m <sup>2</sup> 以上であること。（旧耐震建築物の建替えの場合は100m <sup>2</sup> 以上）	
建物規模	地上3階建て以上の耐火建築物であること。	
そ の 他	出入口等は、バリアフリーに配慮した構造とすること。	
	外観等は、地域の景観に配慮すること。	
	電気設備等の浸水対策をとること。	
	駐車場は敷地外の立体駐車場に隔地するよう努めること。（但し、障がい者等用駐車場、荷捌き駐車場等を除く） (隔地をしない理由：)	

### 〈補助事業者別の要件：要綱第3条、要綱第5条別表第1・第3、要綱第18条〉

建 築	新築する建物の所有者であること。（複数での所有を予定している場合、所有者全員の同意があること。）	
	市税の滞納がないこと。	
	暴力団等と関係を有していないこと。	
	指定日から3年以内に建築工事に着手すること。又は解体完了日から3年以内に建築工事に着手すること。	
拡 充	所有者の異なる2以上の敷地を統合、又は、所有者の異なる2以上の敷地において、1つの建物を新築する。	
	統合等する前の最大の敷地面積より、10%以上拡大する。	
	新築建物の建築面積が200m <sup>2</sup> 以上、かつ、建蔽率が50%以上である。	
	平成27年3月31日以前から、平面駐車場等であった低未利用地に建物を建築する。	
解 体	解体費の負担者であること。	
	解体する建物が老朽建築物であること。	
	市税の滞納がないこと。	
	暴力団等と関係を有していないこと。	
	指定日から1年以内に解体工事に着手すること。	
統 合	防災機能強化の要件に該当すること。	
	事業地内の土地を譲渡する土地所有者であること。	
	市税の滞納がないこと。	
	暴力団等と関係を有していないこと。	
	新築する建物の建築工事に着手するまでに土地の譲渡をすること。	

★その他、新築する建物の概要（位置図、平面図等（自由様式））がわかるものを添付

## 熊本市中心市街地建て替え促進補助金【指定に必要な書類】

必須の書類

必要な書類		確認
共 通	法人登記事項証明書（法人の場合）	
	戸籍抄本（個人の場合）	
	印鑑証明書（申請日前30日以内のもの）	
	市税滞納していないことを証する書類（申請日前30日以内のもの）	
	暴力団の排除に関する誓約書兼同意書【別記様式1】	
	役員名簿【別記様式2】	
	土地の登記事項証明書及び公図	
	事業概要書【様式第2号】	
	工程表（自由様式）	
	新築する建物の図面（自由様式。基本構想段階の建物の用途構成、面積が判断できるもの。）	
現況写真		
直近3事業過年度の財務諸表（法人の場合）		

	必要な書類	適用	確認
建 築	同意書【別記様式3】	連名での申請を行う場合	
	解体する建物の検査済証 (紛失した場合は、旧耐震建築物であることを証明する書類)	敷地の面積が200m <sup>2</sup> 未満(100m <sup>2</sup> 以上)の場合	
	建物滅失登記事項証明書等 (平成27年3月31日以前から低未利用地であったことを証明する書類)	スponジ化対策を活用する場合	
	統合する前の最大敷地面積とその他の敷地がわかるよう、図面と公図を着色	防災機能強化を活用する場合	
解 体	解体する建物の登記事項証明書	解体を実施する場合は必須	
	土地の固定資産税の納税通知書の写し	解体を実施する場合は必須	
	同意書【別記様式3】	連名での申請を行う場合	
統 合	同意書【別記様式3】	連名での申請を行う場合	

### (参考) 交付金額概算シート

	建 築	解 体	統 合
基 本	建物の固定資産税（, ）千円／2 ×5年 =【, 】千円 ※上限1,000万円	土地の固定資産税（, ）千円／12 ×解体日数／30 =【, 】千円 ※上限1年分	
スponジ化 対策	建物の固定資産税（, ）千円 ×5年 =【, 】千円 ※上限2,000万円	土地の固定資産税（, ）千円／12 ×解体日数／30 =【, 】千円 ※上限1年分	
防 災 機能 強 化	建物の固定資産税（, ）千円 ×(A)年 =【, 】千円 ※上限1億1,000万円	土地の固定資産税（, ）千円／12 ×解体日数／30 =【, 】千円 ※上限1年分	譲渡所得税+仲介料+測量費 = (, ) 千円 ※上限100万円
(参 考)	●建物の固定資産税の概算 =単位あたり点数×床面積×1.4% (単位あたり点数の参考値) 鉄筋コン : 135千円、鉄骨造 : 130千円、軽量鉄骨造 : 75千円 ●(A)年の算定 10年×(①%+②%) ※上限10年 ①(敷地面積[ ]m <sup>2</sup> - 元の最大面積[ ]m <sup>2</sup> ) /敷地面積[ ]m <sup>2</sup> ×100% ②敷地面積[ ]m <sup>2</sup> /1,000m <sup>2</sup> ×100%	●土地の固定資産税の概算 =路線価×敷地面積×0.7×1.4%	●譲渡所得税の概算 =譲渡所得(収入金額-取得費)×20.3% ●仲介手数料 = 収入金額×3~5%